

平成31年4月18日
課名：建築都市部建築都市総務課
内線：4624
直通：092-643-3707

指名停止措置状況書

指名停止措置の概要

- 1 指名停止措置建設業者：住 所 福岡市南区那の川1-23-35
商号又は名称 (株)九電工
- 2 指名停止の期間：(変更前) 平成31年3月14日～平成32年3月13日 (12ヵ月)
(変更後) 平成31年3月14日～平成32年6月13日 (15ヵ月)
- 3 事実概要：
同社の行橋営業所長が、福岡県築上町発注の入札において、公契約関係競売等妨害容疑で逮捕され12ヵ月の指名停止措置を行ったところであるが、その後、当該指名停止措置にかかる工事において、同営業所長が贈賄容疑で平成31年3月30日に再逮捕されたため。
- 4 指名停止の理由：
上記の事実は、福岡県建設工事に係る建設業者の指名停止等措置要綱別表その2第2号に該当する。
従って、指名停止期間を15ヵ月に変更する。

【指名停止等措置要綱 別表その2第2号該当】

措 置 要 件	期 間
(贈賄) 2 建設業者である個人、建設業者の役員又はその使用人が福岡県内の他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	逮捕又は公訴を知った日から 12ヵ月以上18ヵ月以内